

介護等体験の実施に係る留意事項【大学用】

1 実施要綱「8－(4) 介護等体験の日程変更等」について

- (1) 社会福祉施設等より日程変更の希望がある場合は、社会福祉施設等から大学等へ直接連絡がありますので、体験日を調整してください。調整後、社会福祉施設等より「介護等体験（辞退・変更）届」（様式4－①）が提出されます。
- (2) 社会福祉施設等より休止等の理由で受け入れが困難になった場合は、大学等へ直接連絡があります。その後、社会福祉施設等より「介護等体験（辞退・変更）届」（様式4－①）が提出されます。同時に、社会福祉施設等から石川県社会福祉協議会にも報告されますので、新たな受入先の調整を行います。

2 実施要綱「8－(5) 証明書の発行」について

- (1) 証明書の「施設の長の名及び印」欄の記入については、石川県教育委員会から県内の大学等に対して、次のように指導が行なわれております。
 - ① 施設長名のみではなく、必ず役職名も併せて記載してもらうこと。
 - ② 「印」については、原則として公印とする。ただし、施設によっては公印のないところもあり、その場合は施設長の私印とすること。

3 実施要綱「9－(3) 学生に対するオリエンテーション等での指導」について

- (1) 学生にオリエンテーション等を通じ、介護等体験のための指導と援助を行うにあたっては、次の資料を参考にしてください。
 - ① 『第5版・よくわかる社会福祉施設－教員免許志願者のためのガイドブック－』（発行：全国社会福祉協議会出版部 TEL 03－3581－9511）
 - ② 『介護等体験の実施について（参考資料）』（平成15年4月文部科学省初等中等教育局教職員課）
 - ③ 『介護等体験の円滑な実施について』（平成12年12月14日付 12教第10の1号各国公私立大学長等あて文部省教育助成局教職員課長）

4 実施要綱「9－(5) 社会福祉施設等への事前連絡」について

- (1) 社会福祉施設等において、受入準備や体験プログラムの検討を行なう際の参考資料として、体験する学生は事前に「事前連絡票（プロフィール）」（様式3）の提出が必要となります。遅くとも、体験2週間前までには、体験先の社会福祉施設等へ提出してください。

5 実施要綱「9－(6) 介護等体験申込書提出後の辞退及び体験する社会福祉施設等が決定した後の変更」について

(1) 原則として辞退および変更は認められません。

(2) ただし、学生よりやむを得ず、辞退・変更の希望があった場合は、大学等と社会福祉施設等で直接体験日等を調整し、調整後に「介護等体験（辞退・変更）届」（様式4－②）を体験先の社会福祉施設等へ、写しを石川県社会福祉協議会へ提出してください。

なお、他の日に体験日を変更する場合は、5日間の体験となるように調整してください。

6 実施要綱「10－(1) 介護等体験の費用の払い込み先（指定金融機関口座）」について

(1) 指定金融機関口座

北國銀行 県庁支店 普通預金 口座番号 003767

フク・イシカワケンシャカイフクシキョウギカイ リジチョウ アタカタテキ

社会福祉法人石川県社会福祉協議会 理事長 安宅建樹

7 介護等体験の中止について

(1) 「介護等体験の円滑な実施について」（平成12年12月14日12教第10の1号 各国公立大学長等あて 文部省教育助成局教職員課長）に、「介護等体験中の学生の態度に著しい問題があり、施設利用者に不利益を与えるおそれがある場合には、当該学生の介護等体験を中止することもあり得ること」と明記されており、体験時の状況等により、途中で中止となることがあります。

(2) 介護等体験の中止について、社会福祉施設等の担当者等から連絡があった場合には、まずは学生より状況確認等を行なった後に、学生の意思や本人の状況などを勘案し、今後の体験について学生等と相談してください。

また、「介護等体験（辞退・変更）届」（様式4－②）を体験先の社会福祉施設等へ、写しを石川県社会福祉協議会へ必ず提出してください。

8 その他

(1) 学生の体験受入にあたって、受入決定施設より大学に対し、契約書・協定書等の締結が体験前に求められる場合があります。

契約書・協定書等の締結については、各大学の状況に応じてご判断願います（不明な点がある場合は、石川県社会福祉協議会までお問い合わせください）。